

【これまでの会議における主な意見】

参考2

令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会
(第3回、令和8年6月30日)

検討事項（１）統計精度の状況に関する点検・評価

<目標精度の在り方>

- 目標値や調査対象数の議論は必要だが、直近3回のうち、令和7年度調査の結果が分からない状況なので、その結果をみて対応することや、有効回答率の向上に係る検討を進める方針が共有されることは良いと思う。（第2回）
 - 新たな学校種に係る対応として、幼保連携型認定こども園は学校数が一定程度あるので、それほど心配は要らないかもしれないが、特別支援学校は、学校数が少ないので、一定程度、集計に耐えられる標本を抽出するとなると、1校当たりの抽出数が増え、どの学校が選ばれるかで、ばらつきの影響が大きくなるのではないかと。場合によっては、特別支援学校については一律に目標値を当てはめるという考え方は必ずしも取らなくてもいいかもしれない。学校種に応じて柔軟に考えていくことも1つのアイデアではないか。（第2回）【検討事項（2）関係】
 - 回収率の状況が、前回検討した時とは、かなり違っていることを踏まえないといけないと思う。現行の基準をクリアするのは、かなり厳しいのではないかと。そうした観点から、回収率を見ながら目標値の再検討をしていくことは必要。一方、安易に目標値を上げ下げするのではなく、目標値との乖離の状況が拡大する傾向にあるのか、慎重に見ていくことが大切。（第2回）
 - 統計精度の点検は、3回の調査結果に基づくということで、私立小学校3分の1ずつ、一通りローテーションが終わった後に点検となっているが、調査間隔を3年に延ばすと、6年ごとが9年ごとに延びてしまう。すぐに支障が出るということではないと思うが、その辺について、どう考えるか。調査周期を3年間隔にした場合、私立小学校の調査校数を2分の1ずつにして、6年に1度点検するという選択肢もある。あまり点検の間隔が長くなってしまうと、見直すときに遅れが出て、時間がかかることになる気もする。（第2回）【検討事項（2）関係】
- 点検時期について、現時点で具体的な対応案を持ち合わせていないが、様々な意見を踏まえつつ、新たな学校種も調査対象に入ってくるので、調査負担との関係などを総合的に勘案して、対応を検討していくべきではないか。

<目標精度の在り方>（続き）

- 今後の対応として、令和9年度以降の実施状況を踏まえ、現実的な目標値などを検討していくとあるが、標準誤差率はどの程度上がっても良いものなのか。目標精度が低い統計になると、信頼性に関わってくると思うので、他の統計調査では、どの範囲の上限設定がされているのか、ある程度把握しておくことも重要。（第2回）
 - 統計調査に関しての目標精度については、サンプルサイズも含め、それぞれの調査の特性に合わせて設定されている。他の調査の状況を確認しつつ、最終的には、本調査としてどれぐらいであるべきかというところを議論いただきたい。
- 1.8%や4.77%という一律の目標を設定することが妥当かという問題もあるのではないかと。（第1回）
 - 標準誤差率は、特に学校外活動費において高くなっており、その背景には、本調査特有の費目（学習塾や国際交流体験活動などの経費）が影響している可能性もあるのではないかと。こういった費目を調査する以上、本調査では、自ずと一定の誤差が生じてくると考えられ、現行の1.80や4.77という目標自体が、本調査の特性や費目に比べてどうかということも考えられるのではないかと。
- 学校教育費は、家庭によって多少違いがあるとしても、同じ学校に通っていれば似たような金額になり、誤差も小さくなる。学校外活動費は、家庭や地域、学校の違いが反映され、誤差が大きくなると思われる。このように、学校教育費と学校外活動費は、調査項目の性質が異なるため、費目に分けて目標設定することは、一定の合理性があるのではないかと。なお、4.77と小数点の細かいところまで設定する必要性は議論の余地がある。（第1回）
- 目標精度は、目標に達しないからこそ課題が見えることもある。前回検討時に一定の計算等に基づき設定されたと思うので、実態に合わせて目標水準（ゴールポスト）を動かす必要は、必ずしもないのではないかと。（第1回）
- 目標数値を操作するよりは、出てきた結果をどのように分析し、どう見るか、何が背景にあるのかを見ていくというのも、数字を見るときに大事なのではないかと。（第1回）

<有効回答率の向上等>

- 調査周期を3年にした場合、有効回答率向上に多少予算をかけられる可能性はあるのか。学校と都道府県の協力も有効回答率向上に必要と思うが、調査頻度が減ることで、文部科学省の負担が減るだけではないことを関係者がよく理解し、一方で必要なところにはエフォートを割いていただくようなPRなどすると良いのではないか。（第2回）
 - 予算に関しては、調査周期が3年になることによって、直ちに増やせるというものではないが、調査周期が長くなれば、トータルの予算額は減っていく部分もあるので、本調査に必要な予算確保は前向きに対応していきたい。
- 回収率を高める工夫で懸念するのは、非回答バイアスの問題。回答しにくい条件にある家庭ほど脱落しやすくなる可能性があり、回収率の上昇を対策の中心に据えることは、調査精度を高めるという意味でも有効。（第2回）
- 回答率が低下しており、特に非回答者バイアスによって、調査結果の精度が落ちることが懸念。督促をどのように行うか、対象者とのコミュニケーションの在り方を検討すべきではないか。（第1回）
 - オンライン回答の導入により、回答者の利便性向上に資する一方、各学校において、保護者の回答状況を把握し、回答を促すことが難しくなり、回答率が下がっている。回答期限を延ばすなど、様々な方策を実施・検討している。
- 回答者への督促は一定程度有効。督促すれば、様々な意見やクレームがくることもあるが、やらないよりもやった方が良い。但し、本調査の場合、文部科学省が対象者の住所情報等を直接入手しているわけではないので、一定程度、学校を通して督促をお願いすることになり、学校の先生方の負担等を勘案しながらの対応になると思う。（第1回）
- 督促は有効と思うが、本調査は他の調査に比べて特殊な形なので、なかなか難しいところがある。（第1回）
- オンライン調査の導入したことにより、内容の質が下がってないか、紙よりも、オンラインの方が回答しにくいフォームになっていないか、回答するのが面倒とか煩わしいと感じる形式になっていないかといった、回答のしやすさや回答者目線に立った改善も必要ではないか。（第1回）【検討事項（3）関連】
- サンプルサイズが標準誤差に影響するため、目標精度を維持するのであれば、学校数や1校当たりの抽出数を増やすことも検討ポイント。オンライン回答を導入し、自治体や学校の負荷が減少してきているため、学校数や1校当たりの抽出数を増やすことも検討可能。但し、予算や調査計画の変更になるので、実現性の検討も必要。（第1回）

検討事項（２）調査の実施方法等の点検・見直し

① 学校における在籍者数等の変化に応じた対応（対象学校種の取扱い等）

<新たな学校種の取扱い（全般）>

- 今の状況、多様性の包摂といったことを考えると、幼保連携型認定こども園と特別支援学校を本調査の対象に加えていくという方向性については、基本的に異論はないのではないか。（第２回）
- この調査の特殊性を考慮することが必要。この調査は、教育費の状況を同じ条件、同じ内容で継続的に把握し、同じ形式で公表していくことで、大きな動向を捉えていくことが重要。そうした継続性や比較可能性を考慮したとき、試行調査のような形で課題を整理した上で、本調査に移行するという流れは、とても良いのではないか。（第２回）

<幼保連携型認定こども園の取扱い>

- 幼保連携型認定こども園は、標本設計をどうするか、1号認定と2号認定をどう集計して公表していくのかという点を十分に整理しないまま進めてしまうと、後で修正するのが大変になると思う。（第２回）
- 幼稚園と幼保連携型認定こども園の数が、かなり拮抗している状況にあり、現状では、半数の部分が、すぽっと抜けたような状況で本調査を実施していることになるので、幼保連携型認定こども園も対象に入れて調査していくことが必要ではないか。（第１回）
- 幼保連携型認定こども園は、在籍者数が増えているという実態に加え、「幼稚園」と「幼保連携型認定こども園の２号認定」では、降園後の時間の使い方が異なる状況にある。習い事の実態なども違うと思うので、共働き世帯の状況をつかみに行くという意味でも、幼保連携型認定こども園を調査対象にすることは大事。（第１回）

<幼保連携型認定こども園の取扱い> (続き)

- 幼保連携型認定こども園を対象にした場合、公表の仕方は難しいと思う。同園には、1号認定の子供も3割程度いるので、園全体の数値をまとめて公表するのか、参考値のような形でも、1号認定と2号認定を分けて集計するのが良いのか。公表の仕方についての配慮や幼稚園との関係については、整理する必要がある。(第1回)
- 幼保連携型認定こども園は、連続性の観点からいうと、1号認定なら以前は幼稚園に通っていた子が、2号認定なら以前は保育所に通っていた子が通園している可能性があり、将来に向けて、より有用なデータを確保していくためには調査した方が良いのではないかと。一方、公表の仕方をどう分けていくかは、生活時間の違いで、かかる費用も異なると思うので検討事項になると思う。(第1回)
- 幼保連携型認定こども園を本調査の対象に追加する際には、今後、標本設計をどうするか、目標精度をどうするかも考えていく必要がある。今後、検討事項1に係る点検・評価を踏まえた目標精度の設定や在り方の検討に当たっては、幼保連携型認定こども園を含めて、考えていくことが必要になってくるのではないかと。(第1回)

<特別支援学校の取扱い>

- 特別支援学校は、当事者や専門家の意見を踏まえながら、現行と同じ費目では十分に把握できない部分をどう扱うのか、試行調査の中で議論しながら考えて設計していくのが良いのではないかと。(第2回)
- 特別支援学校は、調査事項への配慮が必要という点について、学習費調査における学習という概念が、今まで特別支援学校を対象としてこなかったから整理されてきた部分と、対象に含めるからこそ新たに加えなければいけない部分がある気がする。連続性という意味で、今までの定義を変えてしまうのは難しいかもしれないが、追加的に捉えていくことならできないのではないかと。引き続き、専門家や当事者の意見を聞きながら、連続性を大事にしつつ、新しい回答者にとって重要な項目を入れられるような前向きな検討があると良い。(第2回)
- 特別支援学校については、他の学校種と違う点が多々あると思うので、試行的な調査についても、丁寧に少し慎重に見ていく必要があるのではないかと。(第2回)

<特別支援学校の取扱い>（続き）

- 特別支援学校に関しては、最大でも6万人近くであり、人数としても、すごく多いわけではないので、例えば、これを調査対象にすると、回答率が下がっているという状況を考えれば、非常に標準誤差率が高いデータが出てきてしまうのではないという懸念があるので、少し慎重に考えるべきではないか。（第1回）
- 特別支援学校に関して、多様な子供の状況を捉えるためには、可能であれば実施した方が良いと思う。但し、例えば、療育に関わる費用などの実態が今と同じ調査票で把握できるのか、有効回答率の確保など、精度の高いデータが取れるのかという課題はあるので、その点を検討した上でということになると思う。（第1回）
- 特別支援学校に関しては、統計として取ることの難しさはあると思う。一方で、この調査が誰を包摂してデータを取ろうとしているのか、どのような政策に役立てようとしているのかを考えたとき、今後、特別支援学校に通っている方のデータも必要という検討はあった方が良いでしょう。（第1回）
- 今後、本調査を通じて、特別支援教育を受けている方のデータが出てきたとき、学習費というカテゴリーでいえば、家計からの支出は少ないとなった時、本当は学校外で教育を受けたいのに受けられていないのか、学習費以外のところで多くの費用がかかっているのかで学習費が少ないのか。本調査では、学習費以外のところは分からないので、解釈をどうしたらいいのかが難しい。事前に、どういうデータをどう解釈するか、特別支援教育の専門の方に知見をいただく必要があると思う。また、専門家の方だけではなく、可能ならば、調査回答負担なども含め、当事者の御意見というのでも聞けないか、それを踏まえた検討はできないかと思う。（第1回）
- 特別支援学校は、データの取扱いに留意し、本調査では、多様な子供の保護者が調査対象になっているということを考えると、少し時間をかけてでもよいので、対象に含める方向で検討を進めていくことが望ましい。（第1回）

<その他の学校種の取扱い>

- 在籍者数の変化を見ると、高等学校は、現在、全日制のみが対象になっているが、特に通信制に通う生徒の数が増えています、1割ぐらいの高校生が通信制、定時制という、全日制以外の種別の高等学校に通っている。多様な子供の実態把握という観点から、今すぐにではないけれども、通信制の高等学校に通う子供の保護者も本調査の対象に検討していくこともあり得るのではないかと。（第1回）

② 調査を実施する学校の無作為抽出に係る実施主体の見直し

(※ 現在は都道府県が実施)

<調査実施学校の抽出に係る実施主体の見直し>

- 全国平均を推計することが、この調査の目的であることを考えると、文部科学省が一元的に学校を抽出することには合理性があると思う。一方、学校抽出に都道府県が関与しなくなること、継続性の観点で懸念されることはないのか。学校の協力が得にくくなるとか、意思疎通が取りにくくなるとか、回収率が下がるとか、実務上の問題がないかは、きちんと確認しておくことが必要。(第2回)
 - 現行の都道府県による学校抽出は、無作為性を担保しつつも、特定の学校への負担配慮等、地域における一定の事情を反映した部分もある。関連情報の提供等、引き続き、都道府県による一定の協力は不可欠。今後の抽出手順については、都道府県と調整しながら事前に整理し、関係者間で共有した上で、抽出主体を変更していくというプロセスが必要。
- 都道府県による一定の協力が不可欠という点は非常に重要。都道府県には、事務負担が軽減されることは、自分たちが関係なくなるというわけでは決してないということを分かっていたきながら、調査を継続するという点が必要ではないか。(第2回)
- 公表するかどうかはともかく、必要に応じて、都道府県ごとに教育費の状況を提供し、都道府県にとっても、調査に協力することで、質の高い教育費や子供の学習費に関するデータを入手でき、自治体の教育政策を考える上で有益な資料になるといった、都道府県の協力を取り付ける仕組みを考えられればと思う。(第2回)
 - 現在、例えば、公立・私立の幼稚園、公立の小学校、公立の中学校に関しては、市町村の人口規模を勘案し、4つの区分を設けて、都道府県ごとの学校数を選定。調査対象学校数が、それほど多くない自治体もあり、都道府県ごとに推計してデータを提供するというのは難しいが、人口規模ごとのデータは現在も関連情報を公表しており、そうした情報をもう少し分かりやすく都道府県に提供し、各地域における関連の取組の推進に資することは可能。
- 都道府県から文部科学省に学校の抽出主体を移すことは基本的に賛成だが、有効回答数が低下傾向にあり、従前より都道府県の関与が薄れていく中で、今後さらに有効回答率が下がらないようにする何らかの対策が重要になってくるのではないかと。(第2回)

<調査実施学校の抽出に係る実施主体の見直し>（続き）

- 既に実態がそういう形になりつつあるので、直接抽出しても問題ないのではないか。そもそも本調査の目的を考えたとき、地域別の実情を把握するという必然性は目的からも外れ、弱いのではないかと。全国推計をしっかりと行うために文部科学省が抽出するのは、自治体や学校の負担軽減の観点からも良いと思う。但し、公平性や透明性が重要であり、抽出の条件や手順を文書化して公表することが大切。（第1回）
- 学校は、文部科学省が無作為抽出するので問題なさそうだなという印象を受けた。仮に文部科学省が主体となって学校を無作為抽出する場合、検討事項（1）に係る有効回答率の確保と関連して、個別の保護者にアクセスして督促をかけることが、どのくらい担保できるのかと併せて検討することが望ましいのではないのか。（第1回）
- 「主な論点」に記載の「学校の無作為抽出は、地域個別の実情等に配慮することは難しくなるが」とあるが、地域個別の実情等への配慮とは、具体的にはどういうことか。（第1回）
 - 例えば、都道府県の中でも、地域の偏りがないようにというか、各地域の負担がある程度公平になるようにというのを配慮していると一つ聞いたことがある。また、文部科学省が抽出する際の要望として、例えば、私立学校の法人で、傘下に小学校と中学校、高等学校など、複数の学校がある場合、どこかの学校種が当たったら、他の学校種は当てないようにして欲しいといった、負担の偏りを均して欲しいということがある。

③ 紙面回答に係る調査票の回収方法の見直し

(※ 現在は「保護者→学校→都道府県→文部科学省」)

<紙面回答に係る調査票の回収方法の見直し>

- 今回の案は、オンラインと紙の併用であり、回収率の観点からは、紙での回答が継続されることは、とても良い。一方、紙からウェブに切り替えただけで15%ぐらい回収率が下がったというケースもあり、ウェブを主体にする場合、回答のしにくさを改善するなど、いろいろと工夫が必要。調査を思い出してもらうような仕掛け、回答に迷う時に聞けるようにするなど、紙にはできないことが、システムや技術的な工夫で解決できる部分もあると思う。(第2回)
- 調査票の回収業務を文部科学省に移管することに反対意見はないが、そうした様々な業務は、文部科学省が全て行うのではなく、間に業者を挟んで行っているという認識に立つと、そうした業者に行ってもらう業務の中に、例えば、回収率の向上方策というのを提案書などに入れてもらい、実際に行ってもらうということもできくるのではないかと、実際のオペレーションをどのように行っていくのかとも関連してくるのではないかと。(第1回)
 - 調査の事務的な部分は別々に業者を手配しており、業務トータルを一貫した形の募集にはなっていない。調査票の回収に関しても、現状の流れをそのまま持ち込むと、回収業務だけを単体で発注となる。会計上の制約もあるが、会計上許されるのであれば、トータルパッケージというのも今後考え得る。
- 調査票の回収に当たって、誤記を減らす方策に関連して、特に、対象者の選定方法として、男女同数を抽出としている場合、実際の回答状況が選定方法と異なる場合の取扱いをどうするか。昨今、子供であっても、性的少数者の自認を持たれているような子もいて、それが誤記かどうかは、かなりセンシティブな問題。対象者の選定方法との関係もあり、現行の調査票では、性別は男か女かしか選べない状況。調査に際して、一定程度、可能な範囲で負担のかからない対応の検討には賛成だが、項目によっては、少し配慮が必要ではないかと。(第1回)【検討事項(3) 関連】
 - 都道府県への連絡・照会は、現在、あくまで都道府県を通じて、学校が知り得る範囲で回答していただいている。
- 誤記をできるだけ減らすという点に関して、ウェブ調査だと、閾値を設定して、そこから外れる値を入力できないように制御したり、「これは正しいか」とアラームを出したり、合計値を出して「合っていますか」と問いかけたりするような工夫が可能だが、そういうことはしているのか。(第1回)【検討事項(3) 関連】
 - ウェブ調査票に関しては、回答者が入力した時の異常値は、基本的には自動でチェックできるようになっているが、技術上の制約があるので不可能な部分もある。紙の調査票による回答と比べると、ウェブでは、アラートがかかることによって誤入力が減っているというのは、事務担当の体感としては確かにある。

④ 調査周期の見直し (※ 現在は隔年実施)

<調査周期の見直し>

- 過去の学習費総額の推移を見ると、トレンドとしては上がったり下がったりというのが、3年のスパンで見ても、そんなに変わらないと思われる傾向があるので、3年にしても大きく問題はないのではないか。(第2回)
- 何らかの制度変更があり、調査間に学習費が変わってしまう影響があった際、何か別の手段で変化を捉えるスポット的なものも必要になってくるのではないかと若干想定される。(第2回)
 - これまでの結果公表に際しても、過去の結果との関係を含め、その時々の結果をどう見るかを分析しており、そうした分析を丁寧に行う意味でも、周期を隔年から3年に変更し、一定の期間を確保した方が良いのではないか。
- この調査には、かなり特殊なところがあると思う。実査期間が1年以上あり、同じ対象に3回も回答してもらう調査であり、調査が1年以上続き、その次の1年で分析と結果公表を行いながら、さらに次の調査の準備をするというサイクルが続くのは、実務負担がかなり大きいのではないかと感じる。調査の周期を3年にするというのは、適切に実務を進めていく上では良いのではないか。その上で、例えば、準備期間1年、実査1年、分析1年という形で3年サイクルを考えることができるので、分析を充実させることが重要。その部分を意識しながら、きちんとサイクルを作って行けば良いと思う。(第2回)
- コロナ禍に3年間、間が空いた回があったが、実務上どのような変化があったのか。実際に期間を変えた過去があるので、振り返ったとき、懸念点とか、特に問題がなかったとか、今後3年に間隔を変更する上で検討すべきことはないのか。調査の継続性を考える上で、間隔が変わるというのは、いろいろな影響を与えると思うので、実務上、あるいは、データの結果を比較する上でも、検討していくと良いのではないか。(第2回)
 - 平成30年度と令和3年度の調査で、3年度間、調査の期間が空いたが、実務上、大きな懸念や留意点が生じたということは特段ない。一方、間隔が空くと、実務担当者の変更などが予想されるため、都道府県の担当者には、より丁寧な説明が必要になる。

<調査周期の見直し>（続き）

- どのようにデータが変化しているかが重要。2年周期で、そこまで大きくデータが変動していないのであれば、多少周期を長くしても良いと思うが、大きな変動がある状況であれば、現行の周期を維持していくことも重要。周期の検討に当たっては、変化の度合いが、どれだけ大きいかをチェックしていくべきではないか。（第1回）
- 既に調査の実施・集計・公表のサイクルがタイトになっているので、少し実施間隔を広げても良いのではないか。併せて、調査間隔を広げる分、特定のテーマについて、スポットで、今大事という臨時のテーマの調査を組み合わせ、本体の調査とバッテリーを作って、立体的に実態を把握する方法もあるのではないか。（第1回）
- 変動に注目して、どのぐらいの頻度で調査が必要かを考えるのが重要。調査実施に負担があり、大して変動がないのであれば、3年に1回ぐらいという考えもある。一方、変動を見るに当たって、物価の変動をどのように考慮するかという観点が、今、特に重要になっていると思う。生活費の調査などを10年ちょっと前に行ったときは、日本では、あまり物価調整しなくても十分だったが、近年、実質的に教育が充実しているからの負担ではなく、単にお金がかかっている、それ自体家計の話としては重要だが、いろいろと把握するのに物価の変動をどのように考慮していくかも検討課題になり得る。仮に、それを考慮していかなければならない情勢になると、その手間もかかるので、そういったことも考慮して、調査実施のロジ負担を考えた方が良いのではないか。（第1回）【検討事項（3）関係】

検討事項（３）調査・集計事項の見直し

<回答者の視点に立った見直し>

- 修学旅行費のように、小学校1年生から5年生に記載があったり、小学校6年生の記載が少額であった際、アラームが出るという具合に、システム側で解決できないかと思う。問い合わせに答える形で対応するのは大変と思うので、システムの方で誤記入を防げる方法がないか研究するというやり方もあるのではないか。（第2回）
- 現行のオンライン調査システムでは、金額規模が大きすぎるものはアラームが出る。一方、PTA会費や給食費のように額が少ないものに関しては、今のところ金額規模が小さすぎることにについて、注意のアラームが出る状況ではない。なお、実際に「少な過ぎないか」というアラームを出すことはできるが、どれくらいの金額でアラームを出し、どういった見え方とすることが最も良いかの判断は難しいところ。
- 回答者の視点に立った回答のしやすさは、回収率にも影響してくるので非常に重要。本調査では、学習費に加え、属性についても質問しており、世帯の状況による教育費の違いを見られる非常に貴重な資料。一方、こうした属性を尋ねられることに関して、一定程度、拒否感を持たれる者もいるかもしれないので、回答負担という観点から、この調査で尋ねなければならないのかという懸念が出てくるのもやむを得ないと思う。こうした属性項目に関する無回答の割合とか、回答せずにスキップしているとか、こんなことまで聞かないで欲しいといったことがあるのであれば、調査事項の厳選というの止むなしかと思う。（第2回）
- 世帯の年間収入については、学校種によるが、有効回答率のうち約1～4%程度回答がない状況。また、件数が多いわけではないが、こういった項目に回答したくないという声がコールセンターに入っていることはあると聞いている。

<情報化の急速な進展への対応>

- 情報化の進展により、子供たちの学習のデジタル化が進んでいるので、そのことは踏まえるべきではないか。
中高生は、スマートフォンの学習アプリに課金するケースもあるので、手引きや索引などで良いと思うが、「オンラインによるサービスを含む」というような注記を加えると良いかもしれない。（第2回）
 - オンラインでのアプリ活用については、現行の本調査でも教育目的であれば対象経費にしているが、具体的な費用の計上先は利用目的で異なる。
- 近年の生成AIの利用を考えた時、中高生でも学習補助にAIを使う、語学学習の補助にAIを使うことが想定される。今後、そうした利用が増えていくと予想でき、家族単位で生成AIの有料契約を結び、子供にも使わせて補助学習に使う場合、本調査では、どのように金額を計上して回答すればいいのか迷う気もする。これまでにない情報ツールの活用のようなことについても、今後の調査項目を検討する上で、どこまで考慮すべきか。コールセンターに問合せが来た時、どう対応するかは整理しておいた方が良いのではないかと。（第2回）
 - 生成AIの契約をしている金額をどう取り扱うかは、これまで問合せがあったとは聞いていない。1つの考え方の参考として、家族で日常の生活のために共用している物品、例えば、パソコンについては、本調査の計上対象にはしていないということがある。情報化の進展などの状況を踏まえ、今後の対応としてはどのように整理するか検討すべきところ。

「子供の学習費調査」以外の統計調査における目標精度(主なもの)

	調査名	目標精度（※各統計調査の調査計画(e-statに掲載)に記載されているもの）	所管省庁
1	学校保健統計調査	各調査項目の目標精度を 5%未満 に保つように調査設計。	文部科学省
2	学校教員統計調査	教員個人調査については、本調査の対象となる学校について、「令和7年度学校基本調査」により得られた情報を母集団とし、学校種、設置者及び都道府県ごとに、母集団の大きさ等を勘案して、目標精度を 4% に保つように無作為抽出。	文部科学省
3	家計調査	二人以上の世帯(全国)における月別消費支出額の目標標準誤差率を 1.5% として、必要な標本サイズを算出。	総務省
4	全国家計構造調査	世帯の消費支出(全国)の標準誤差率について、二人以上の世帯で 0.5%程度 、単身世帯で 1.0%程度 等を目標に標本設計。	総務省
5	労働力調査	毎月の全国結果(基本集計)の標準誤差率が、推定値の大きさ5000万人の場合で 概ね0.6% 、100万人の場合で 概ね4% に収まるように設定。	総務省
6	科学技術研究調査	研究費の目標精度(標準誤差率)を 0.01 と設定した場合の企業の標本数は約13,500企業であり、その算出式は次のとおり。(略)	総務省
7	社会生活基本調査	(調査票A)基本的な集計値(生活時間における主な行動分類に係る週全体時間)の標準誤差率が、都道府県ごとに おおむね5% に収まるように設定。 (調査票B)基本的な集計値(生活時間における国際比較可能な行動分類(大分類)に係る週全体時間)の標準誤差率が、全国で 1%程度 となるように設定。	総務省

※上記は、いずれも統計法に基づく基幹統計調査に係るもの

統計作成ガイドブック(ver.1.3)(抜粋)

(令和8年3月 総務省 統計研究研修所 統計作成支援センター)

企画1.6 標本設計（母集団、**目標精度**、抽出・層化方法の設定）

- ・ **目標精度を設定し、標本規模（調査対象者数）を算出します。**
- ・ 算出した標本規模を「層」に分けて配分します。
- ・ 調査対象者の選定（抽出）方法を定めます。

【**視点・留意事項**】

- ・ 原則として、無作為抽出の標本調査を行う。
- ・ 統計作成府省による決定が求められる「判断事項」と計算や抽出を要する「作業事項」とを区別して作業を進める。
- ・ **予算や人的リソースも勘案し、目標精度は、全ての細かい集計データ（統計表）ではなく、主要な集計データに対し、統計の作成・利用目的に照らして設定する。**
- ・ 目標精度を確保するための標本規模を算出する。
- ・ 集落抽出法、多段抽出法などを検討する。〔調査員調査の場合〕

【作成・保存する手順書・成果物・実施記録等】

- ・ 標本設計をまとめた資料
- ・ 調査計画案（「報告を求める者」欄）
- ・ 母集団名簿の整備方法・手順書
- ・ 調査対象者の抽出方法・手順書

※ 本ガイドブックは、統計作成における業務マニュアルの整備時に政府統計職員が必要な項目を確認できる「便覧」であり「参考図書」。

このため、利用する政府統計職員の利便を考慮し、以下のような構成としている。

- ・ 統計作成という事業を俯瞰できるような一般的な「統計作成プロセス」の全体像及びフローを整理
- ・ 個々のプロセスごとに、根拠となるガイドラインや規程類とそれに基づく具体的な業務内容、留意点等を説明
- ・ 個々のプロセスごとに作成・保存を行う成果物・実施記録等の例を列挙

これにより、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）（令和2年6月2日閣議決定）に掲げる統計の品質確保や統計作成プロセスの水準の段階的向上を総務省が支援することを目的としている。

(解説)

・標本規模の算出（抜粋）

まず、あらかじめ検討しておいた大まかな目標精度等を踏まえ、統計作成府省が「目標精度」を決定する必要があります。目標精度とは、統計作成府省が許容する誤差（標本誤差）の程度のことを指しています。統計を作成すると、何らかの形で集計結果が出てきます。

このとき、標本誤差は、

①「真の値」が集計結果から上下どの程度の範囲に（信頼区間）

②どの程度の確率で（信頼水準）

含まれているかという「2変数で」表されます。2変数で決まるので、どちらかが欠けては標本誤差を表すことはできません。信頼区間が短く、信頼水準が高い方が、標本誤差が小さい（結果精度が高い）ことになります。

（厳密ではありませんが、）無作為抽出を前提とすれば、「②どの程度の確率で（信頼水準）」が68.3%であるときの①信頼区間を「標準誤差」と呼びます。例えば、「ある産業の企業の売上高平均が100万円」という集計結果の標準誤差が2万円であれば、実際の売上高平均が98万円から102万円までの間に入っている確率が68.3%です。

全ての（細かい）集計データ（統計表）について必要以上の精度を要求することは、予算や人手等の制約からも非現実的であることから、目標精度を設定する主要な集計データ（統計表）を決定してください。統計の特性を勘案して、他の統計で把握できない結果を主要な集計データ（統計表）に決定することが多くなっています。

主要な集計データ（統計表）の目標精度については、行政機関が実施する統計調査では「標準誤差率（集計値に占める標準誤差の比率）を2～5%」にすることが多くなっています。医薬品の効果の検定など国民の生命に直結するような統計であれば2%とすることがあるようですが、通常の統計調査であれば5%として差し支えありません。もちろん、統計の利用目的などに照らし、他の根拠がある場合、それに従ってください。